

## 「慶長遣欧使節出帆400年記念事業」業務委託プロポーザル募集要項

### 1 趣 旨

平成25年は1613年（慶長18年）慶長遣欧使節船「サン・ファン・パウティスタ号」が支倉常長ら一行を乗せ、石巻月浦を出帆してから400年の節目を迎える年である。

出帆する2年前の1611年には慶長大津波が発生しており、震災の発生からわずか2年後に慶長遣欧使節をヨーロッパに派遣したという事実が今注目されている。

東日本大震災からの復旧・復興に取り組む現在、慶長遣欧使節が果たした役割を現代的な視点から改めて評価するとともに、その意義を国内外へ広く発信し、若い世代、未来へと引き継いでいくため、「慶長遣欧使節出帆400年記念事業」を行うものである。

### 2 事業主体（委託者）

慶長遣欧使節出帆400年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

会 長：宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務局：宮城県環境生活部消費生活・文化課

### 3 業務内容

別紙仕様書のとおり下記業務を委託する。

- (1) 記念フォーラムの開催（別紙1）
- (2) レセプションの開催（別紙2）
- (3) 記念式典の開催（別紙3）
- (4) 文化交流事業「メキシコ・キューバウィーク」の開催（別紙4）
- (5) 広報・宣伝（別紙5）

### 4 委託期間

契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで

### 5 見積限度額

総額20,000,000円未満（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（内訳）記念フォーラム	7,000,000円
レセプション	3,000,000円
記念式典	1,000,000円
文化交流事業「メキシコ・キューバウィーク」	4,000,000円
広報・宣伝	5,000,000円

※内訳は想定額であり、総額の範囲内で配分変更可能とする。

### 6 提案者の資格要件等

参加申込書提出時において、下記に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ないこと。

- (2) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成9年10月31日宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定により、宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に登録されていること。
- (3) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要項」に基づく参加資格制限を受けていないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 共同企業体の場合は、次の要件を全て満たすこと。
  - ア 共同企業体の全ての構成員が上記(1)から(4)までの条件を満たすこと。
  - イ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し連帯して責任を負うこと。
  - ウ 共同企業体の構成員が、単独及び他の共同企業体の構成員としてプロポーザルに参加していないこと。

## 7 企画書等の提出方法

企画提案者はプロポーザルに関する提出書類を次のとおり提出すること。

### (1) 参加申込書の提出

提出期限：平成25年4月22日（月）必着

提出書類：参加申込書（様式1）、会社概要（様式任意）

提出方法：持参又は郵送

### (2) 質問書（様式2）の提出（質問がある場合）

提出期限：平成25年4月22日（月）午後5時必着

提出方法：別紙（様式2）をファクシミリ又は電子メールで提出

回 答：質問に対する回答は電子メールにより平成25年4月23日（火）に全ての参加承認者に対し一斉に行う。

### (3) 企画提案書等の提出

提出期限：平成25年4月30日（火）必着

提出書類：「3 業務内容」(1)～(5)の業務毎に以下の書類を提出すること。  
（様式は自由）

①企画提案書（業務実施体制を含む。）

②工程表

③経費見積書

提出方法：持参又は郵送

提出部数：各10部

### (4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部消費生活・文化課内（県庁13階）

「慶長遣欧使節出帆400年記念事業実行委員会」担当者：引地，布田

電 話：022-211-2527

ファクシミリ：022-211-2592

電子メール：keicho-400@pref.miyagi.jp

## 8 委託候補者の決定方法

### (1) 審査方式

提出された企画書の内容を評価するための評価委員会を開催する。評価委員会では、別紙評価基準に基づき、公正な評価を行い委託候補者を選定する。

### (2) 審査結果

平成25年5月9日（木）に参加申込者に書面で通知する。

## 9 失格となる場合

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

### (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

### (2) 参加申込書提出後、「6 提案者の資格要件等」各号を満たさないと認められた場合

## 10 契約の締結

(1) 委託者は、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画書等を基に作成するが、本業務の目的達成のため必要と認められる場合には、委託者と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、8(1)の評価委員会で次点とされた企画提案者と協議を行うものとする。

## 11 契約に関する条件等

### (1) 再委託の制限

受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託の理由、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要を明記したものを事前に書面で提出し委託者の承諾を得なければならない。

### (2) 成果品の利用

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら利用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。以下同じ。）を通じて知り得た情報を、本業務以外の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 12 その他

- (1) 企画書の作成その他企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) その他、本募集要項に定めのない事項については、その都度委託者が個別に決定する。